

慶長期近江国の支配

——「国奉行」米津親勝をめぐる——

藤 田 恒 春

I

近世前期畿内及びその周辺諸国における支配機構並びに行政システムについては関東のそれとは異なり独自の組織をもって運用されていたことは夙に指摘されてきたことである。これは、当該地域の非領国性と言う歴史的性格に由来するものである。

1960年代においては幕領年貢の徴収・運用とその機能の観点より畿内周辺地域が議論の対象となり、1970年代においては律令制的統治権支配と封建的主従制による二元的支配システムの有無を巡る近世国家論の観点より高木昭作氏の国奉行論が提起され、当該地域では諸役編成のため個別の所領支配を超える権限を附与された国奉行による支配が展開されたとした¹⁾。この議論は、1960年代の朝尾直弘氏による「八人衆体制」論とも相俟って定説化しつつある状態である²⁾。鎌田道隆氏は、畿内・近国支配の構造及び初期幕政と京都について言及したなかで「八人衆体制」論を展開している³⁾。藪田貫氏は、畿内非領国地域における行政・裁判権を取り上げ、近世前期当該地域における構成原理を分析している⁴⁾。或いはまた、「国奉行」の創設時期について関ヶ原戦後より成立したものとするものや超歴史的理解のものさえある⁵⁾。

併し乍ら、これらの議論はその後具体的に検討されることなく一人歩きしている、と言っても差したる過誤はなかろう。議論の魅力に蠱惑され単純な基礎的検証を経ないまま80年代以降、国奉行・八人衆体制の議論は出発点の前提として理解されている。これらの議論は、事実認識において少からず問題を残しているが、ここではこれらの先行所説を批判するのが目的ではない。ただ、行論の関係上、問題点を掲げると①当時の近世前期政治史の研究水準よりすれば限界は否めないが、慶長期より寛永期頃までを等質化して把握している。②従って、「国奉行」が既存の制度として機能していることを前提に行政・裁判システムを理解している。③大久保長安の畿内周辺諸国での役割の評価が抜けている。④「国奉行」と称された人々の政治的諸権能の内容分析が不十分である。⑤慶長期、当該地域における紛争解決への権力の対応の有り様などの点を指摘できよう。

本稿は、研究史の汲むべき処を継承しながら改めて近世前期畿内周辺諸国における支配・行政システムの基礎的研究を試みるための一基礎作業をすることを目的とし、以下の課題を設定する。①検討対象地域を近江国とし、慶長期地域紛争の解決の支配側の対応を抽出し、②京都所司代添役の存在であった米津親勝が、一国を単位とする「国奉行」的位置へと上昇して行く過程を彼の発給文書から見て行く。③併せて当該期家康側近として諸国代官頭とも称せられた大久保長安と畿内周辺諸国との関係についても検討し、④慶長期に設定されたと説かれる「国奉行」が慶長期以降如何に継承されるのか、その性格の変容などについて見通してみたい。⑤元和期には、如何なる支配システムが用意されて行くのか。而して、寛永期小堀政一・五味豊直両名が畿内の訴訟を預かるに至る要因は、どの段階で準備されていくのか等などについて考えて行きたい。

- 1) 高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」(『歴史学研究』431, 1976年4月)、「幕藩初期の身分と国役」(『歴史学研究』1976年大会報告別冊, 1976年11月)。後に『近世国家史の研究』に所収, 1990年7月, 岩波書店
- 2) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』第5章, 1967年3月, 御茶の水書房, 氏はまた「国奉行」を「国奉行制度」として言及もしている(「上方郡代と播磨の支配」, 『兵庫県の歴史』16, 1979年3月)。
- 3) 鎌田道隆 季刊論叢日本文化4『近世都市・京都』1976年2月, 角川書店
- 4) 藪田貫「摂河支配国」論(『近世大坂地域の史的分析』)所収, 1980年5月, 御茶の水書房
- 5) 黒田日出男「江戸幕府国絵図・郷帳管見(1)」, 『歴史地理』93巻2, 1977年2月, 「国奉行」については自治体史の叙述において多く見られるが、必ずしも個々に分析されたものではない。例えば、慶長期の国奉行は一国を単位に国役を徴発していたと、国奉行機能を前提にして理解している(『新修神戸市史』歴史編Ⅲ 近世 61頁 1991年)。「国奉行」を中世の守護公権に由来するものとする超歴史的且独断的理解が見られることに「国奉行」議論の不十分性を慨嘆せざるを得ない(水戸政満「山城国における農村支配の成立について」, 『京都歴史資料館紀要』8, 1991年3月)。

II

近世前期の畿内周辺諸国の支配構造の分析を掲げながら、結局周辺の近江を事例とせざるをえない事由について簡単に説明しておく。慶長期に限定して言えば、摂津・河内・和泉は全域的ではないにせよ豊臣領国であり、山城・大和は禁裏・堂上方、興福寺の存在などの前政権以来の関係の清算が大きな問題であった地域である。これに対して近江は、慶長5年(1600)9月15日以降所領支配が全面的に入れ替っており、徳川氏の最前線の領国であった。このため当初より家康側近の奉行人達が近江の支配に関わっており畿内周辺諸国における支配・行政の有様を抽出できるのではないかと考えられるからである。一方、単純且技術的な理由として史料の残存度に規定されるところがあるのも事実である。

慶長期近江国の支配（藤田）

当該期畿内周辺諸国の支配構造は、機構制度に優先する形で特定の人物たちにより担われていたことは先学の指摘するところである¹⁾。近江国においては、慶長期の米津親勝・元和期の喜多見勝忠・寛永期の小堀政一により支配が展開されていた。彼らは従来より「国奉行」として理解されてきた。彼らに附与されたと考えられる一国を単位とする支配＝行政・裁判権の内容については必ずしも明らかではないように思われる。米津の権能は喜多見勝忠とも小堀政一のそれとも質的性格や歴史的な性格を異にしていると考えられる。

ここでは最初に慶長期の米津親勝を取り上げる。近江国における米津親勝の果たした歴史的役割等について検討して行きたい。

米津は、藤蔵常春の長男で通称を清右衛門と言ひ、諱名は親勝、或いは正勝ともあり、三河国に生れた²⁾。「米津ハ大御所ノ乳弟」と伝えるものや³⁾「大神君恩遇ノ士ナリ」と伝えるものもあるが真偽の程は定かではない⁴⁾。使番として家康に仕えたとあるが、委細は未詳である。

慶長5年9月、関ヶ原の戦後西国支配の前線基地である堺の政所として使番より成瀬隼人正正成・米津清右衛門親勝両名が派遣されたとあり⁵⁾、家康家臣団のなかでの位置を推測できる。これは、米津が畿内に現われる初見である。併し、堺政所（堺奉行）としての具体像は殆ど不明であり、普段は伏見にあってその政務に従っていた⁶⁾。

慶長6年9月「京都に所司代をおかるゝに及んで米津清右衛門正勝・加藤喜左衛門正次と共にまづ京の町奉行をつとめ」たとあるが⁷⁾、これは「所司代板倉カ介副ヲ勤メ」とある如く板倉の添役的なものであったと考えられる⁸⁾。

慶長7年8月よりの近江国検地では検地奉行として愛知郡内の検地を担当している。この検地奉行の人的構成の特徴から米津は大久保長安に連なる人物であったことが知られている⁹⁾。

慶長8年2月、徳川家康將軍宣下の行列に米津親勝は参列している。この時、布衣を許されている¹⁰⁾。

慶長9・10年両年のうち9年は三河国検地に従っており、畿内で彼の動向を確認することはできない¹¹⁾。翌10年、將軍職を秀忠へ譲った後、暫らく伏見城にいた家康は、9月15日下向に際し「伏見御城御番所之覚」を出し¹²⁾、伏見城の守衛を命じた。「御広間御番」として西尾隠岐守・米津清右衛門・牧助右衛門・山本新五左衛門の四名が記載されている。同11年9月「伏見御番所之覚」¹³⁾においても変わっていないことよりすれば、米津は10・11両年は伏見乃至は京都にいたと考えてよいだろう。この伏見城在番士の多くが近江幕領支配等に関わっていることが注目されるが、ここでは指摘するに留める¹⁴⁾。

このことは兎も角、畿内周辺諸国での米津発給文書は、慶長11年以降に集中することと一致する。山城・近江における米津の位置は、板倉勝重の添役的なものであり、慶長11年より同15年に至る5年間の発給文書は板倉等との連署であり、単独で政治的意志の伝達や紛争の解決に預かれるものではなかったのではないかと考えられる。慶長14年2月2日付徳川秀忠黒印状写

に「一御蔵入の高不足の所ハ、先縄打のものに大久保石見もの・板倉伊賀守・米津清右衛門もの指添、水帳を以てつほ入いたし、不足の所をハ引取、有高を以可定事」とあり¹⁵⁾、畿内幕領支配は板倉を中心として大久保長安と米津親勝の両名が関与していたことが知られる。

なお、米津親勝は慶長8年まで長浜の代官や摂津国「芥川郡 大御所様御蔵入」の代官として地方支配にも関わっていた¹⁶⁾。前者は関ヶ原の戦後処理として長浜の御蔵管理等に関与したものであろう¹⁷⁾。

- 1) 鎌田道隆 前掲書
- 2) 『断家譜』第一, 286頁
- 3) 「浪速武鑑評判」, 『大日本史料』第12編11.181頁
- 4) 「関難間記」, 『大日本史料』第12編11.177頁
- 5) 「累代武鑑」五, 『大日本史料』第12編11.180頁
- 6) 『京都の歴史』4, 第5章第2節, 528頁 また、「天下御統一のち、板倉伊賀守勝重・日下部兵右衛門定好・米津清右衛門ならびに一斎(成瀬吉右衛門)仰をかうふり伏見城の留守居奉行となる」とある(『寛永諸家系図伝』第十, 191頁)。
- 7) 『徳川実紀』第二篇, 204頁
- 8) 4 同前
- 9) 曾根勇二「片桐且元と大久保長安系の代官について」, 『日本歴史』507, 1990年8月, 拙稿「慶長七年近江国検地を廻って」, 『ヒストリア』129, 1990年12月
- 10) 「当代記」, 『史籍雑纂』第二, 80頁
- 11) 『安城市史』資料編113頁 山本英二「幕藩初期三河国支配の地域的特質」, 『國史学』138, 1989年5月 山本氏は米津を「幕府出頭人」の一人として理解しているが、根拠が示されていない。
- 12) 内閣文庫所蔵「古文書」五
- 13) 同前
- 14) 近江国浅井郡五村の「御堂屋敷之儀」につき百姓等が「伏見御奉行衆」へ願い出ており、幕領村よりの訴訟等に関与したことが窺われる(「杉江文書」慶長年間6月21日 日下部善介書状, 『東浅井郡志』巻四, 87頁)。
- 15) 近世法制史料叢書2『御当家令条』231頁
- 16) 元和9年3月6日 安威村井関ニ付太田村等連署言上状「清水家文書」, 『高槻市史』第四巻(二)497頁
- 17) 『近江長濱町志』第一巻 本編上 237頁, なお、米津は慶長10年代三河国碧海郡安城村などの幕領代官を兼ている(慶長15年8月29日 成瀬・安藤連署草薙定書写「西尾町内会文書」, 『安城市史』資料編279頁)

III

米津の動きを知るには余りにも活動期間は短く、従って発給文書も少い。限られた発給文書のなかより米津の行動を中心に具体的に検討して行きたい。

慶長期近江国の支配（藤田）

[史料1]¹⁾

以上

伊賀国上柘植村と甲賀郡之内和田・五反田両村と山之出入之事、各聞届候、先年両国之侍衆十人宛出合、以相談判状仕候上者、如前々和田・五反田村より山手米上柘植村へ納候而、山江入可申候、仍如件

慶長十一年九月二十三日

大 石見守[㊤]

板 伊賀守[㊤]

米津清右衛門[㊤]

甲賀郡
和田村
五反田村惣百姓中

[史料2]²⁾

已上

江州蒲生郡之内^(正寺)二勝地村^(氏郷)蒲生飛驒殿古屋敷ニ新町を立、壱間ニ付地子銀子参匁宛之積、荒地開令申由尤候、左様ニ候へ八千石夫壱人彼郷中之高引可被申候、屋敷地子之分千石夫之夫銭余候間、如此候、但新町者諸役可為免許者也

慶長十一年
十一月十三日

米 清右[㊤]

板 伊賀[㊤]

大 石見[㊤]

権 小三[㊤]

青山孫平殿
まいる

史料1は慶長11年9月23日、伊賀国上柘植村との山出入に対し板倉・大久保と連署して近江国甲賀郡和田村・五反田村惣百姓へ上柘植村に対し「山手米」を納入するよう命じたものである。史料2は同年11月13日、青山孫平へ知行地における千石夫一人免除を権田・大久保・板倉とともに申渡したものである。史料1・2ともに大久保の加判が見られるのは、この時期大久保は家康に従い上洛していたことと³⁾、史料1が国を越えての争論であること、2は千石夫徴収に関わる問題であったからと考えられる。権田小三郎の加判は、蒲生郡内幕領の代官であったからである⁴⁾。

[史料3]⁵⁾

謹言上

江州蒲生郡羽田村之内、中羽田・下羽田と先々入組之所へ、中羽田百姓当正月十一日ニ

草をかりニ參候所を、下羽田二介・弥右衛門罷出、りふじんニ中羽田又右衛門尉之きりころし申、又一人ハむこと申者作を仕居申候へとも、場所へ出相申候所ニ、これニも手をおらせ申、何共めいわく仕候、右之儀御ふしんニおほしめし候ハ、りんかうへも被成御尋、被聞召分被仰付被下候ハ、忝奉存候、以上

正月十七日

中羽田村
惣百姓中

御奉行衆様
進上

(裏書)
「右之分目安あかり候間、可致返答書候、以上

慶長拾四年
三月十七日

米 清右[㊟]

板 伊賀[㊟]

下羽田村
百姓中

[史料4]⁶⁾

急度申入候、其地金勝寺ニ往古以来御綸旨并頼朝・尊氏家御下知等数通在之由、今度達上聞、右之書物被成御覽候、依之彼寺為靈地之間、金勝寺境内之山林竹木猥不可伐採之旨、被 仰出候、彼境内近辺某領分之由候間、右之通百姓等ニ念を入可被仰付候、此旨我等へ堅被仰出候間、為御心得申入候、恐惶謹言

(慶長十四年)
卯月廿日

板 伊賀守
名判

米清右衛門
名判

(氏鑑)
戸田左門様
人々御中

[史料5]⁷⁾

御目安写

乍恐申上候

一去年の申上候右近知行之北内貴・東内貴山之出入之儀ニ付而、只今時分之儀ニ御座候へハ、山八分ニ田地御座候故、くろかりいたし候処ニ、東内貴の弓・鏑にて当座ニ兩人を打ころし申候、其外七人手負い御座候、此趣ニ□□被仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上

(慶長十四年)
五月十八日

北内貴村
与 助
五右衛門
助右衛門

慶長期近江国の支配（藤田）

御奉行様

(裏書)
「右之御目安あかり候間、可致返答候、以上

板 伊賀 印判敷
米 清右 印判敷

東内貴
百姓中

[史料6]⁸⁾

乍恐申上候

一江笏堅田れうしと申ハ、昔より今迄不相替、いつれの浦ニ而もあみをおき申御事ニ候、
当年長浜おもて海ニ而あみをおき候ハんと、船さし懸り申候へハ、ないとうふせん殿よ
り御おさへ被成候間、則御内之御代官衆を以、色々理り申上候へ共、御承引無御座候事
一去年迄長浜おもての海ニ而あみをおき候へ共、相替義無御座候に、当年あたら敷御事被
仰、何共めいわくに存候故、扱如此申上候、御沙汰被成候て可被下候、右条々如件

堅田れうし

(慶長十六年)
三月廿七日

又右衛門（花押）
か兵衛 ㊦
源 介（略押）
助右衛門（略押）
五良介（略押）

御奉行様

(裏書)
「右目安上候、返答仕、早々公事ニ可罷出者也

亥
卯月八日

大 石見 ㊦
米 清右 ㊦
板 伊賀 ㊦

(信正)
内藤紀伊守殿
御下代衆

[史料7]⁹⁾

「権現様御代御證文」

江州堅田あみの事、如前々いつかたの浦々にて引候共、不可有異儀候、任先規旨如此候也

慶長拾六^辛年
卯月廿六日

米 清 右 ㊦
(安藤重信)
安 对馬守 ㊦

大 石見守[㊦]

板 伊賀守[㊦]

江州
堅田あみの者中

史料3・5・6は地域紛争に対する目安の裏書であり、近江国においては基本的には板倉と米津の両名が管掌していたものと考えられる。史料6の大久保加判は、後陽成天皇讓位そして後水尾天皇即位に伴い上洛した家康に従って在京していたためである。

史料7は堅田の特権を認めた裁許状である。この日、志賀郡志賀村と茨木村との「あみ引」についても裁許をしている¹⁰⁾。安藤重信の加判は、大久保と同様である。

史料4は古刹金勝寺の山林竹木伐採禁止の上意を周辺の領主や代官へ伝達したもので、同日付で代官駒井猪介・吉川半兵衛へも送っている。6月28日には栗太郡今宿村外9カ村と同坊袋村外11カ村へ対し山年貢の未進分を含め寺納を申渡している¹¹⁾。

[史料8]¹²⁾

尊札拝見申候、石馬寺千石夫之儀被仰候、尤明日^(村鷲直吉)茂助殿へ其理可申候、恐惶謹言
(慶長十四年) 八月十八日 (大久保長安) 長 (花押)

円光寺
尊答

[史料9]¹³⁾

江州石馬寺

一千石夫之事

一山林竹木之事

一諸役御免除之事

右条々御年寄衆へ致相談候へハ、尤可然之由被仰候間、如此候者也

(慶長十四年)
酉十月廿三日

大 石見守 (花押)

米 清 右 (花押)

円光寺座下

史料9は神崎郡にある石馬寺へ対し諸役免除等を申渡したものである。ここでは大久保連署であり内容的には史料2と関連するものである。史料8は「石馬寺千石夫」につき大久保がその徴収に関わる立場にいたことが推察される。事例が少く推測の域は出ないが、大久保加判のものは、千石夫や小物成徴収権に関わる場合であることが分る。

慶長期近江国の支配（藤田）

以上、9例の史料から慶長11年より16年頃まで米津は板倉と一緒に近江国での支配に関与したことを知ることができた。二次史料である後年の訴訟史料よりからもこのことを裏付けることができる。例えば、志賀郡伊香立村と葛川村との入会山争論において「慶長拾六年山之儀ニ付、山門行者衆目安上り、板倉伊賀守様・米津清右衛門様・大久保石見守様御三人之御前ニ而対決仕候」とある¹⁴⁾。また、坂田郡梓河内村と長岡村との立合山争論についても「七十三年いせんニ申ふん出来仕、板倉伊賀守様江罷出候所ニ、田徳米ハとり申さす山へ立入候様ニと、米津清右衛門様・安藤対馬守様・大久保石見守様・板倉伊賀守様御連判御折紙被下」とあり¹⁵⁾、板倉・米津を基本に必要なに応じて大久保や安藤が加判していたことが知られる。

- 1) 「西川氏所蔵文書」、『甲賀郡志』上 360頁
- 2) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「西大路共有文書」
- 3) 史料纂集『舜旧記』第二、252頁
- 4) 「堀井文書」、『滋賀県八幡町史』下、128頁 なお、この日米津は大久保・片桐・板倉と連署で「山門領与西教寺領出入」につき坂本西教寺へ申渡しをしている（東京大学史料編纂所架蔵写真帳「西教寺文書」）。
- 5) 「板谷字一家文書」、『八日市の近世史料』八日市市史 第六卷 補遺 81頁
- 6) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「金勝寺文書」
- 7) 水口町文化財調査報告書 第七集『北内貴川田神社文書』54頁
- 8) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「堅田村漁師共有文書」
- 9) 同前
- 10) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「尾花川共有文書」
- 11) 6同前
- 12) 「石馬寺共有文書」、『五個荘町史』第三卷 史料1 230頁
- 13) 同前
- 14) 延宝6年卯月 入会山争論ニ付江州志賀郡伊香立村惣百姓連署言上状案（東京大学史料編纂所架蔵写真帳「八所神社文書」）
- 15) 天和3年11月 立合山山論ニ付坂田郡長岡村言上状案「日向家文書」、『山東町史』史料編 577頁

IV

慶長16年9月以降、米津は山城国検地に従い¹⁾、12月20日前より板倉とともに駿府へ下向し²⁾、翌17年5月15日御暇を賜い³⁾、6月1日帰京するまでの半年間京都を離れている⁴⁾。帰京後初めて単独発給文書が見られることは、駿府下向が米津に何らかの権限拡大を齎らしたのではないと思われる⁵⁾。

ところで、『中井家文書』所収の「諸事触下覚」より米津を近江国の国奉行として理解されてきたことは周知のことである。ここでは、国奉行の性格等について検討するのではなく以下

の史料を見て行きたい。

[史料10]⁶⁾

尚以、□□□□持参候て御勘定可相究由、御錠候、又伏見にて負も書立、別昏ニ
進之候

急度申入候

一伏見并駿府ニ而御勘定負払勘定可仕由、御錠ニ候、勢州・濃州ノ上方之分御代官衆不殘
御触候て可被成御越事

一未之年迄之分かずへ米共ニ今度皆済可仕由、御錠ニ候間、其御心得候て、金銀払札持参
候様ニ堅可被成御触事

一酉年分指出是又仕可上せ可被仰渡事

右之分何茂堅被仰渡可有御下候、為其申入候、恐々謹言

(慶長十五年)
二月十六日

(本多正純)
本上野介
(安藤直次)
安 帶 刀
(成瀬正成)
成 隼人

板 伊賀守殿

米清右衛門殿
まいる

右之分被仰越候間、則写進之候、御披見候て無油断御勘定ニ可有御下候、以上

戌

二月廿二日

小堀遠江殿
まいる

板 伊賀[㊟]

米 清右[㊟]

[史料11]⁷⁾

(本文略)

(慶長十五年)
三月十一日

成 隼人正

安 帶 刀

本 上野介

板 伊賀殿

米清右衛門殿

右之旨駿府ノ申入候間、則写進之候、少も御油断有間敷候、以上

慶長期近江国の支配（藤田）

三月十五日

米 清右^④

板 伊賀

上林徳順

[史料12]⁸⁾

尚々、連判者無之、老人之判形書出候共、可有御持参候、以上
急度申入候、仍去^(慶長五)庚子年已來奉行衆連判被致拝領候衆、只今御朱印可被成下候間、右連判
之書出可指上旨 御意候、此砌御朱印無御頂戴衆者、御知行上可申候間、早々慥成者ニ為
持被越候様ニ近江國中諸給人衆へ急度可被仰触候、恐々謹言

^(慶長十七年)
十二月廿五日

安 帶刀

大 石見

成 隼人

本上野介

米清右衛門様

右分駿府より申来候間、写をいたし進候、少も御油断有間敷候、已上

^(慶長十八年)
正月廿一日

米津清右印

山岡後家

史料10は、畿内周辺地域幕領代官の年貢勘定を駿府で査検するため代官へ駿府下向を督励したものである。10では備中の代官の一人である小堀政一へ、11では本文は10と同旨であるため省略したが、宇治の代官上林徳順へ板倉・米津両名が伝達したものである。併し、代官の下向は捗らず5月2日板倉・米津両名は再々度督励している⁹⁾。

史料12は、近江・大和・美濃等の諸給人及び寺社へ対し慶長五年以来の「連判之書出」を差出させたものである。この日、米津は比牟礼八幡神社・天神社・綿向神社・徳勝寺・松尾寺へ伝達している¹⁰⁾。米津は近江国へ「仰触」るべき立場にいたことが分り、大和では大久保長安が同様の位置にいた¹¹⁾。

慶長15年5月以降同17年12月迄の間に「触」の伝達を板倉連署より単独でできうる位置に変化を来している。このことは、叙上の「諸事触下覚」の年次推定をより限定できるであろう¹²⁾。Ⅲで見たように慶長16年では、板倉とともに近江の訴訟を担当しており、7月3日には板倉とともに東海道路次の駄賃札の制作を中井正清へ命じている¹³⁾。

史料10・11の慶長15年段階では、未だ畿内及び周辺の非領国への触伝達のルートは完成されておらず、同17年に至り一国一名か二名の触伝達責任者を任命することにより後に「国奉行」

と称されるシステムの淵源が準備された、と言えよう。

米津が近江国一国への触伝達の責任者として任命された事由は、以前よりの関係と思われるほか積極的な理由はない。慶長17年5月3日、駿府滞在中の米津は、愛知郡百濟寺衆徒中へ「御朱印之儀」につき条書を遣わしている¹⁴⁾。板倉抜きで発給できる位置へ変化していたと見做すことができよう¹⁵⁾。

- 1) 『本光国師日記』第一、76頁
- 2) 慶長16年12月22日金地院崇伝書状 『南禅寺文書』中、234頁
- 3) 「駿府記」, 『史籍雑纂』第一、233頁
- 4) 史料纂集『舜旧記』第三、227頁
- 5) 慶長17年2月13日、駿府滞在中の米津は、江戸年寄衆(土井・青山)や大久保・板倉とともに碁打衆への扶持米支給を代官鈴木左馬之助と杉田九郎兵衛へ命じている(『碁所雜記』, 『大日本史料』第12編1, 233頁)。また、3月23日駿府年寄衆(本多・安藤・成瀬・大久保・村越・)や板倉・彦坂・畔柳とともに三河国築山妙昌寺へ「山境出入」について申渡しをしている。このことは、初期奉行入等が発給文書は現任地主義ではなかったかを窺わしめる(『妙昌寺文書』, 『豊田市史』七 資料上 近世 238頁)。
- 6) 滋賀県東浅井郡浅井町「佐治重賢氏所蔵文書」
- 7) 京都大学文学部博物館所蔵「上林家文書」
- 8) 内閣文庫所蔵「古文書」五
- 9) 6 同前
- 10) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「比牟礼八幡神社文書」・「綿向神社文書」・「海津天神社文書」・「徳勝寺文書」, 『本光国師日記』第二、12頁
- 11) 十津川歴史民俗資料館架蔵写真帳「十津川宝蔵文書」
- 12) いま、4月6日付「諸事触下覚」の年次を検討すれば以下の如くになろう。「諸事触下覚」は、江戸秀忠付年寄連署で、しかも家康付家臣が書き上げられていることに着目すれば双方が江戸乃至駿府で相会した時に出されたものと考えるのが妥当であろう。慶長17年3月17日、徳川秀忠は駿府へ入り家康に会っている。この時、本多正信・大久保忠隣・酒井忠世・土井利勝・青山成重等が扈從している(『駿府記』)。大久保長安・板倉勝重・米津親勝の両三人も駿府に滞在しており発給条件は整っている。しかも、5月11日に申渡される名古屋城・禁裏普請は「諸事触下覚」を発給する条件を満し、名古屋城・禁裏普請担当奉行は「諸事触下覚」に記載される奉行とその殆どが重複することが分る(『古文書』五)。また、土井利勝が加判の列に加わるのは慶長15年である。翌16年は上述の条件を満たさず、従って状況証拠の域は出ないもののこの「諸事触下覚」は、慶長17年4月6日に出されたものと比定しておきたい。

一体、「国奉行」の議論は慶長期に作られたものと理解されて来ているが、史料用語としての「国奉行」が慶長期の史料に現れないのは何故であろうか(黒田日出男前掲書)。就中、村落間の紛争を巡る訴訟文書に「御国奉行北見五郎左衛門様」(『蒲生町有文書』)とか「江州御国奉行小堀遠州様」(『近江伊香郡志』上)は見えるが、慶長期には現われない。慶長期の小堀政一についても同様である。この事実は、何を意味しているのであろうか。

慶長14年5月3日、家康は「諸国銀子灰吹并筋金吹分」を禁止し、駿府年寄衆は小堀政一へ「備中一国之儀、御給人衆へも堅可被申触候」と、申渡ししている(『佐治重賢氏所蔵文書』)。また、元和7年頃と思われる11月16日付中沼左京宛松花堂昭乗書状に「(小堀遠州) 此頃河内二国廻二御

慶長期近江国の支配（藤田）

出候よし候」と、小堀が河内国奉行として国内を巡検している様子を報じている（『遠州の数奇』162頁）。一国内へ触を伝達する主体としての小堀と一国内を巡検する立場としての小堀には、その管掌する職務なり性格に段階的な相異があったものと考えざるを得ない。元和期に入り村落間の紛争を扱える「国奉行」が出現することは、慶長期のそれとは明らかに性格を異にしよう。従って、慶長期畿内周辺諸国における紛争の扱いには異なったシステムが運用されていたのではないかと思われる。

13) 『大工頭中井家文書』119頁

14) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「百濟寺文書」

15) とはい条、慶長17年9月11日「大仏御敷石舟二つミ申候出入」につき志賀郡北小松惣中は「打下衆」の「いわれざる儀」を「伊賀様・糸の木田清右衛門殿」へ訴えている。米津に訴訟を受理し得る権能は附与せられなかったものと言える（「小松音羽山論目録」，滋賀県立図書館架蔵写真帳「滋賀県史採集文書」39）。

V

近江国への触伝達責任者としての米津は、慶長18年2月には「米津清右衛門御折檻」とあり¹⁾、5月2日には阿波国へ流罪となっている。その理由を西洞院時慶は「米津田清右衛門檢地ノ下代紛及迷惑由、初而聞」と、記している²⁾。これは、前年10月の撰津芥川郡原村の神峯寺朱印地の檢地に関わっての不正と考えられ³⁾、同19年2月22日配所先で切腹を仰せ付けられている⁴⁾。

慶長18年4月25日、大久保長安は死去し、「諸事触下覚」に記載された大和・近江・美濃三カ国の担当者が消えた。米津親勝の事実上の失脚は、大久保と近い関係にあったためとも伝えられている⁵⁾。

慶長5年10月22日、早くも大久保長安は京都へその姿を現しており⁶⁾、禁裏・公家、寺社の領地の問題に関わっている。前に述べた如く大久保は、千石夫・小物成徴収や国絵図の作成に関わる一方、海陸交通の整備や所領支配を超えた紛争の扱い加判するなど畿内周辺諸国の支配にも関与していた。同6年の知行宛行状や伝馬宿掟等には必ず加判しており彼の担った役割の一端を了解することができる⁷⁾。

近江における大久保長安発給文書は、米津のものと重なるものが多いが、板倉と連署のものや間接史料等より彼の権能の一端を垣間見ることが出来る。

高島郡海津村天神社社領を巡り慶長7年9月21日、大久保長安下代官白崎忠右衛門尉は「一社領御訴訟之儀、此中無由断方々頼申候様子委石見守殿へ小堀新介殿御語被成候（中略）然者先高五石只今御加増被成候間、海津浜領之内ニ而相渡し候へと、石見守殿被仰候」と、伝えている⁸⁾。また、同8年9月7日小堀新介は「木本寺領五拾石、すかなミの寺三拾石分高を御引候而可有御勘定候、一兩日以前ニ大石州にて勘定衆ニ其通書付渡申候」と、彦坂九兵衛へ申し

入れている⁹⁾。両者とも慶長7年検地に基づく寺社領の変更に関するもので、大久保が宰領していたと思われる。

前にも見た千石夫等諸役徴収についても再度見てみよう。

慶長6年9月2日、大久保長安下代官林伝右衛門尉は伊香郡森本村大夫へ「森本舞々大夫并陰陽大夫共之事、人夫等之儀令免許」ることを申渡している¹⁰⁾。同9年閏8月5日、「くわのみち高四百石余之所、出家衆手作ト致候処ニ、普請役等あたり候由に候、彼衆せい僧ニて御座候、右之普請役赦免可被成候」と、蒲生郡桑実寺への普請役免除を板倉と連署で代官伊道意齋へ申渡した¹¹⁾。同12年11月24日、草津宿の田中九蔵へ「草津郷其方手前諸役儀之儀、先御代ニ(綱正)佐野肥後殿・新庄東玉被仰付候時之ことく今度も赦免候」と、申渡している¹²⁾。藝能民への人夫役・清僧への普請役・草津宿本陣を勤める田中九蔵への諸役儀それぞれの免除は、大久保或いは板倉のもとで決定された。即ち諸役の許認可権は両者において執行されたのではないかと推察される。

次に、地域紛争における大久保の関与についても見て行こう。

慶長9年8月30日、大久保・板倉両名は「江州いかこ廿七ヶ村庄屋百姓中」へ対し「水門答」の仔細を尋ねるべく召喚している¹³⁾。これは家康の直裁となり、閏8月14日「年来無之所ニ而候も水ひかせ可申由、被仰出候」と、上意を申渡した¹⁴⁾。この日、野洲郡矢島村へも「八嶋郷与はりまだ村与水門答」につき双方談合するように申渡し¹⁵⁾、何れへも「けんくわ」等の私裁を禁じている。また、蒲生郡の日野山は近郷二十二ヶ村立合山であったところ、その柴草刈りを巡って前政権以来争論が続いていた。慶長8か9年頃「日野の者も被入様に致し候に付争論に相成、双方より御訴訟申上、板倉伊賀守殿・大久保石見守殿・小堀新介殿にて度々御吟味請候得共、利非不相分候ニ付、対決被仰付候」とあり¹⁶⁾、所領支配を越える地域紛争では大久保が関与していたことが分る。

慶長10年前後のものと推定される9月1日付大久保長安下代官四名連署状は「今度貴所御知行分大口村百姓共 石見守方へ目安を上申候付而、我々共ニ様子承届、能可申之由被申付候間、御手代衆と申請、段々申渡候」と、朽木元綱へ伝えており私領内の出入へも関与することがあったことを窺わせる¹⁷⁾。

以上掲げた事例は、近江国において米津が行動を開始する以前のものであるが、大久保が所謂代官頭として行使した諸権限の一端とも言えよう。

大久保個人が体現していた石見銀山・佐渡金山支配及び諸国の幕領支配は、それぞれ次代の奉行や代官へ継承されて行ったが、畿内周辺諸国での彼の担った役割一大和における役割は別として一はどのように引き継がれていったのであろうか。

慶長16年7月3日、越前より近江国伊香郡大浦海道へ出す米荷物を巡り「大浦惣谷百姓中」は、「かいつ衆」の新儀を板倉・米津・大久保へ訴えている¹⁸⁾。この争論は、所領支配を越え

たもので、また海道を巡っての問題であったためこの三人へ訴えたものであろう。この争論の顛末については不明であるが、かかる問題については大久保が関与するものと考えて置きたい。同18年7月5日、所司代板倉勝重は、越前山中村へ宛て「一、当所より江州上下往還之儀、海津・大浦いつかた成共、荷物其者望次第可罷通事」など三ヶ条を定めている¹⁹⁾。

また、同年3月21日禁中普請の千石夫につき近江神崎郡の石馬寺は以前のごとく免除することを代官増島左内手代へ伝えている²⁰⁾。この時、大久保は駿府で病床のもとにあり、米津は失脚していた。大久保・米津が管掌していた職務を板倉が継承していたのではないかと思われる。

- 1) 「義演准后日記」十八
- 2) 「時慶卿記」三十五
- 3) 『大日本史料』補遺 第12編10, 348頁
- 4) 『武徳編年集成』下巻, 171頁
- 5) 「慶長見聞書」五, 『大日本史料』第12編11, 175頁
- 6) 「時慶卿記」三十五
- 7) 慶長6年1月、大久保長安は伊奈忠次・彦坂元正と共に水口・土山宿へ宛て「御伝馬之定」を遣わし（「土山町役場所蔵文書」）、7月2日には大津へ宛て五ヶ条の「掟」を遣わしている（「居初庫太氏文書」）。これは、大久保が街道の整備に深く関わっていたことと中世以来湖上交通の要衝の地であった都市大津支配に乗り出したことと関連し、「大津町奉行」と伝えていることと符号する（『新修大津市史』第三, 282頁）。また、2月3日に山門三院・石山寺へ、3月5日に伊達政宗へ、5月23日には飯田源一郎へそれぞれ寺領・知行の宛行を取り次いでいる（「延暦寺文書」, 『本光国師日記』一, 『伊達家文書」, 「大阪城天守閣所蔵文書」）。
- 8) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「海津天神社文書」
- 9) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「浄信寺文書」
- 10) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「森本村共有文書」
- 11) 「桑実寺文書」, 『近江蒲生郡志』巻七, 268頁
- 12) 滋賀県草津市「木下良三家文書」
- 13) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「日吉神社文書」
- 14) 『近江伊香郡志』中, 134頁
- 15) 滋賀県守山市「矢島共有文書」
- 16) 「山論鉄火裁許訳書」, 滋賀県立図書館架蔵写真帳「滋賀県史採集文書」70
- 17) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「朽木文書」
- 18) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「蓮敬寺文書」
- 19) 「敦賀志」三, 『敦賀市史』史料編5, 716頁
- 20) 「石馬寺共有文書」, 『五個荘町史』第3, 史料1, 231頁 なお、増嶋は「百濟寺代官増嶋左内」と見える（『本光国師日記』第二, 35頁）。

VI

慶長期近江の支配について米津親勝を中心に見てきた。史料引用が多いため最初に掲げた課

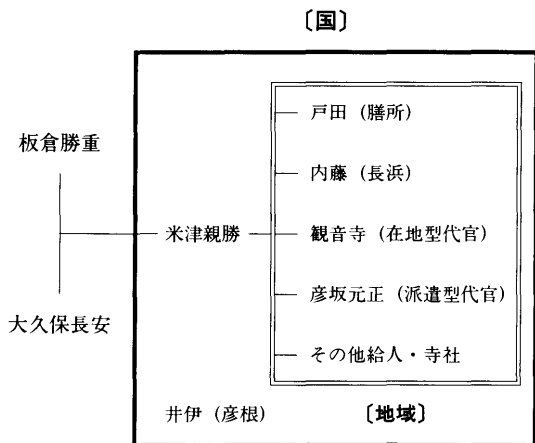
題に比べ得るものには程遠い印象を残すこととなった。以下に、本稿の要点を纏め、元和期への展望を提示しておきたい。

慶長期近江の支配は、所司代板倉勝重を基軸とし、知行宛行、諸役・小物成徴収等の問題—知行体系—については大久保長安が介在した。米津親勝は、板倉勝重と共に訴訟を扱うことができ、慶長17年頃に至り漸く触の伝達において単独で文書を発給するに至った。蓋、近江国においては、板倉・大久保両名が家康及び將軍の意志を体現することができ、米津は彼らを補完するに過ぎない位置にあったと言えよう。慶長18年、凶らずも米津の失脚・大久保の死去に伴い叙上の構図は転換を余儀なきものとする。翌19年・元和1年は、「三四年は大坂御陣にて諸役人衆公用に無暇時節」であり民政については殆ど不明である¹⁾。

慶長期近江国の支配構造を図式すれば下図の如くになる。慶長10年までとそれ以降とは異なるが、17年頃を念頭において示したものである。図の米津親勝の位置を取って代るのが喜多見勝忠である。元和1（1615）年9月14日、江芻諸浦惣代堅田村より継目御朱印を願い出たことに対する裏書の9名署判の最初に加判をしている²⁾。

摂津・河内では、元和1年5月28日片桐且元の死去に伴い久貝正俊・曾我古祐の両名が喜多見勝忠と同様の位置に現れて来る。

大久保長安個人が体現していた諸権限は、板倉・小堀・久貝・曾我・石河・五味等の新たな奉行人へと分与されて行く。前に見た訴訟を扱える「国奉行」の時代が到来したと言える。併し、畿内周辺諸国での支配の有り様は、“人”を中心とするものに変化はないものの所司代を中心とする形に編成されて行く。元和期以降については、次稿で展開する。



- 1) 「山論鉄火裁許証書」, 滋賀県立図書館架蔵写真帳「滋賀県史採集文書」70
- 2) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「居初庫太氏文書」